

## 原発を運営する資格のない中国電力

「福井県や茨城県のみなさん、それでも原発や核施設の再稼働に賛成しますか？」と書いたものの、実は私たち広島県の“みなさん”も人ごとではないです。他府県をあげつらっている場合ではありません。事件はつい最近2010年3月に発覚しました。中国電力は、島根原発の1号機・2号機の保守点検に未実施か所があるとして「未実施か所は123件」と当時の規制当局、旧原子力安全・保安院に報告しました。ところがこの報告自体が虚偽だったのです。さすがに電力会社ベタリの保安院も明白な法令違反を起こされては面白丸づぶれです。3月31日には中電に島根原発の運転停止を命じました。その後の展開は、中国電力の報告が出たびに虚偽報告で、保安院は何度も現地立ち入り調査を実施し、そのたびごとに中国電力は報告を修正しました。そしてついに保安院は「原子炉等規制法に基づく保安規定の変更命令の手続き」を実施しました。これは中国電力の保守点検業務が原子力安全・保安院の監理下に入ることを意味します。株式市場に例えるならば、中国電力は「上場廃止寸前の特設監理ポスト」に入ったのです。事件の経過は、ある意味今回の原子力研究開発機構による“もんじゅ”事件より悪質でした。中国電力の対応に全く誠意がなかったからです。この経緯は右の表に簡単に一覧表にまとめておきました。結局、中国電力は「総合負荷性能検査」まで受けて、何とか1年がかりで、1号機・2号機の再稼働にこぎつけるわけですが、再稼働した途端に起きたのが福島原発事故でした。この意味で「福島原発事故」は中国電力に対する警告だったともいえましょう。また、もしこれが原子力規制委員会の規制下で起こっていたら、島根原発は「無期限活動停止」を命じられていたことでしょう。中国電力には原発を運営する能力も資格もないのです。

## 日本原電敦賀原発2号機、再稼働ほぼ絶望 それより気になる電力業界の傲慢体質

原子力規制委員会の「敦賀発電所敷地内破断帯に関する有識者会合」は、2013年5月15日の会合で日本原電（「日本原電」）の敦賀原発2号機原子炉建て屋直下を走っている「D-1」破碎帯に関し、「活断層の可能性が高い」と結論しました。2012年11月から7回の会合と1回の現地調査を重ねてやっと得られた結論です。評価会合の資料から引用します。「有識者会合として、現在までに得られたデータ等を基に“敦賀発電所敷地内のD-1破碎帯については耐震設計上考慮する活断層である”」そして今後新たなデータや証拠が出てくれれば別だが、この結論はほぼ動かない、と述べています。順当な判断だと思います。現在策定中の「原発再稼働のための新規制基準」の規則以前の問題として、「原発敷地内的重要棟直下に活断層があれば、再稼働申請そのものを受け付けない」との方針を規制委員会はとっていますので、今後事業者が「D-1が活断層でない明確な証拠」を示さない限り、再稼働申請自体を受け付けない、つまり敦賀2号機の再稼働はほぼ絶望的となります。日本原電は、沖縄電力を除く日本の電力会社9社（電源開発を含む）が出資して設立した原発専業の電力卸売会社で、筆頭株主は東京電力（28.23%）、第2位株主は関西電力（18.54%）という電力会社の別動隊です。原発ビジネスと密接な利害関係をもつ立製作所、みずほコーポレート銀行、三菱重工業なども出資しています。現在東海原発1号機の解体・廃炉中で、これに敦賀2号機を廃炉と決定すれば、日本原電そのものは大幅な債務超過に陥り、増資支援などがなければ、倒産の可能性が高くなります。

私たちとすれば、今回規制委員会の結論よりも、この結論に対する日本原電の居丈高な態度の方が気になります。5月15日付で日本原電は「厳重抗議の提出について」という文書を公表し、中で「…報告書がとりまとめられた。これに関しては、当社は、かねてよりその審議の進め方等について改善を強く求めるとともに、推定、推測や可能性ではなく、客観的な事実やデータに基づいて科学的、

発生時期	経過内容
2010年3月	中国電力が島根原発の1号機・2号機について最も重要度の高い設備について点検していないことが発覚。3月30日付で旧原子力安全・保安院に「未実施の箇所は123件」と報告。島根原発の危険な運転実態が明らかになった。同時にそれまでの「トラブル報告」自体が信用できないことにもなった。このため中国電力は1・2号機の発電を同月31日に停止した。
2010年3月	旧原子力・保安院は「原子炉等規制法及び電気事業法」の規定に基づき中国電力に対し同年4月30日までに保守管理の不備等による経緯・事実関係、原因及び再発防止対策について報告するとともに、島根原発全号機の点検・保守管理による総点検を行い報告するよう指示。また、保安院長名の文書により点検が行われていない箇所について早急に実施・報告するよう指示。
2010年4月	同月19日原子力安・保院は指示が実施されているかどうか確認するため、現地に立ち入り検査を実施。独立行政法人原子力安全基盤機構にも電気事業法107条第1項に基づき立入り検査の実施を指示しており、同院の立入り検査に同行。
2010年4月	同月30日中国電力は総点検結果の調査報告を提出したが、指示された総点検を終えることができず「中間報告」とした。この報告によれば当初の123件ではなく、<506件が未実施だったとした。内訳は1号機が347件、2号機が159件。別に点検計画表と点検実績に不整合のある機器が1159箇所あることが判明した。島根、鳥取の地元の不信感を募らせる結果となった。
2010年4月 2010年5月	報告を受けた原子力安・保院は報告確認のため再度立ち入り検査実施を通告。同月15日原子力安・保院は「核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第6条第1項」と「電気事業法第107条第1項」の規定に基づき立入り検査を実施。また、原子力安全基盤機構も「電気事業法107条第1項」に基づき立入り検査を実施。
2010年6月	同月3日中国電力は最終報告書を提出。未実施箇所を506件ではなく511件とした。
2010年6月	同月7~8日、原子力安・保院は最終報告を確認するため現地立ち入り検査を実施。
2010年6月	同月11日経産大臣は中国電力に対する処分を発表したが文書による厳重注意と軽い処分だった。ただし「原子炉等規制法に基づく保安規定の変更命令の手続き」を実施。当面の間、島根原発をその監理下に置き、保安院の特別原子力施設監督官の下で監督・監視のもとで保守点検を行うとした。
2010年6月	同月14日中国電力は処分受け入れを発表。
2010年6月	同月15日安・保院は中国電力に保安規定の変更を命令。
2010年8月	同月5日中国電力は、島根原発「原子炉施設保安規定の変更認可」を申請。
2010年8月	同月8日~30日、安・保院は中国電力の「保安規定変更申請」を厳格に審査するため、また2号機の点検時期を超過した機器（162点）の点検完了報告書を審査するため特別保安検査を実施。
2010年9月	経産省は島根原発「原子炉施設保安規定の変更認可」を受理認可。
2010年10月	同月18日松江市長が島根原発2号機再開容認を発表。
2010年10月	同月21日島根原発2号機運転再開を報告。
2010年12月	同月2日2号機起動。
2010年12月	同月28日2号機総合負荷性能検査を受検、定期検査を終了し、通常運転に入る。
2011年1月	同月14日中国電力は、島根原発1号機の点検時期を超過した機器の点検完了に関する報告書を提出。
2011年1月	同月17日~2月2日、安・保院は再発防止対策の実施状況、点検時期を超過した機器の点検評価結果の確認のため第4回目の特別な保安検査を実施。
2011年2月	同月10日安・保院は1号機運転再開について安全上問題はない旨発表。
2011年3月	同月11日東京電力福島第一原発発電所事故発生。

\*参考資料は中国電力Webサイト「島根1、2号機のトラブル事象」  
([http://www.energia.co.jp/atoma/atom8\\_2.html](http://www.energia.co.jp/atoma/atom8_2.html)) 及び原子力規制委員会Webサイト「原子炉等規制法2条の3に基づく『実用済み原子炉の設置、運転等に関する規則第19条の17』の省令に基づくトラブルで電気事業者の報告書」。従ってこれ以外のトラブルも数多くあると考えられる。

技術的に判断するよう強く訴えてきた。しかしながら、本日それらを何ら顧みることなくとりまとめが行われたことは、公権力の行使に携わる規制当局として誠に不適切であると考える。ここに、有識者会合に対し厳重に抗議する…有識者会合のメンバーは規制委員会が日本の関連学会にメンバー推薦を依頼し、しかも電力会社からの寄付や研究委託を受けていない人を中心に選ばれたものです。言いかえれば、トップクラスの専門家で電力会社とのしがらみが薄い人たちが判断を下したもの



本原電は一方的に「非科学的」と決めつけ、一介の電力業者である自社の調査・研究の方が正しい、と主張しているばかりか、原子力規制委員会に対して「不適切で改善を求める」とまるで自分自身が規制当局であるかのようなものいいです。規制当局がいいなりの間は、表面化しませんでしたが、規制当局が独立性を見せ始めると途端に唯我独尊の居丈高な体質を隠そうともしません。いかにこれまで電力業界が甘やかされ続けてきたかを示すものです。

【参照資料】原子力規制委員会敦賀原発所内破断帯に関する有識者会合 平成25年5月15日資料「日本原子力発電株式会社敦賀原発所の敷地内破断帯の評価について（案）P17よりトレース作成

## 第49回広島2人デモ

2013年5月17日（金曜日）18:00～19:00  
毎週金曜日に歩いています 飛び入り歓迎です

### 独立行政法人 日本原子力研究開発機構の概要

法人名：独立行政法人 日本原子力研究開発機構

英文名称：Japan Atomic Energy Agency (JAEA)

本部所在地：茨城県那珂郡東海村松4番地49

設立：2005年10月。日本原子力研究所（JAERI、略称：原研）と核燃料サイクル開発機構（JNC、略称：サイクル機構、旧動力炉・核燃料開発事業団 = 略称・燃熱）を統合再編

理事長：鈴木 篤之（すずき あつゆき）元原子力安全委員会委員長  
※5月16日辞意を表明、17日に辞任を発表

人員：約4000名（任期付職員・再任用職員・非常勤職員含む）

年間予算：1665億円（2012年度。ほぼ100%が政府支出金）

2013年度概算要求：約2100億円

#### 研究開発拠点

##### 東海研究開発センター

茨城県東海村にある原子核分裂実験の研究所。使用済み核燃料の再処理実験、使用済み核分裂実験装置の廃棄技術など。高エネルギー加速器研究機構との共同事業として、J-PARCを運用している。

##### 高速増殖炉研究開発センター

福井県敦賀市。高速増殖炉「もんじゅ」の開発・運用。2003年に運転を停止した新型転換炉の原型炉「ふげん」の廃止措置。

##### 大洗研究開発センター

茨城県大洗町。材料試験炉JMT-R、高速増殖炉の実験炉「常陽」、高温ガス炉の実験炉高温工学試験研究炉を開発・運用およびその核熱を利用した熱化学水素製造および水素の活用研究を実施

##### 那珂融合研究所

茨城県那珂市。ITER（核融合実用化研究）が中心。トカマク型核融合実験を行っている。一部は青森県六ヶ所村で研究活動。

##### 高崎量子応用研究所

群馬県高崎市。ラジオアイソトープ実験、医療用や生物実験などに用いられるラジオアイソトープの製造も行っている。

##### 人形峰科学技術センター

製鍊・転換施設の設備解体、遠心分離機の処理、放射性廃棄物の処理・計測技術等の技術開発。ウラン探鉱作業で生じた岩石、土砂からレンガを製造、頒布している。（！）

##### 青森研究開発センター

原子力船「むつ」の原子炉の廃止措置や加速器質量分析装置を利用した研究。

### 高速増殖炉「もんじゅ」の概要

名称：高速増殖原型炉もんじゅ

所在地：福井県敦賀市（高速増殖炉研究開発センター参照のこと）

着工：1983年1月25日

運転開始：1995年8月（現在運転停止中）

建設費：5933億6565万円（うち政府支出4504億円）が当初予算。現在までに1兆1100億円。

建設メーカー：日立製作所・東芝・三菱重工業・富士電機

主な仕様：ナトリウム冷却高速中性子型増殖炉（高速増殖炉ループ型）

・金属ナトリウムが冷却材。減速材はなし。従って中性子は高速中性子となる。

・熱出力：71万4000kW、最大電気出力：28万kW。熱効率は39%。

・MOX燃料（二酸化プルトニウムと二酸化ウランを混ぜた燃料）

・燃料集合体：198本、燃料増殖比：約120%（1.2）、制御棒本数：19本

#### 過去の経緯

- 1980年（昭和55年）4月1日：原子炉産業4社（東芝、日立製作所、富士電機システムズ、三菱重工業）が出資して高速炉エンジニアリングを資本金3億円で設立
- 1985年（昭和60年）：本体工事着工
- 1994年（平成6年）4月5日：10時01分臨界達成
- 1995年（平成7年）8月29日：発電開始
- 1995年（平成7年）12月8日：ナトリウム漏洩事故発生（発電開始4ヶ月後）
- 2005年（平成17年）9月1日：ナトリウム漏洩対策の本体工事着手
- 2007年（平成19年）5月23日：本体工事終了
- 2010年（平成22年）5月6日：10時36分運転再開
- 2010年（平成22年）5月8日：10時36分臨界確認。試験として約1時間後、19本の制御棒のうち2本を挿入し未臨界とした。その後、臨界と未臨界など各種の試験を経て2013年春に本格運転を目指す
- 2010年（平成22年）8月26日：原子炉容器内に筒型の炉内中継装置（重さ3.3トン）が落下。後日、吊り上げによる回収は難しいと判断。長期の運転休止となる。
- 2012年（平成24年）11月、保安規定に基づく機器の点検漏れが9679個あったと原子力規制委員会が公表。原子力規制委員会が立ち入り・保安検査した翌年2~3月にも、非常用発電機などの重要機器で13の点検漏れ、虚偽報告が発覚した。
- 2013年（平成25年）5月15日：原子力規制委員会は日本原子力研究開発機構に対し、原子炉等規制法に基づき、もんじゅの無期限の活動停止を命令（保守点検業務除外）。

次ページに続く

## 日本原子力研究開発機構に根付く 「安全二の次文化」

日本原子力研究開発機構（以下JAES）は、「JAESの概要」をご覧いただければおわかりのように、これまで「核の産業利用推進」を進めてきた日本の国策の中核独立行政法人の一つです。なかでも高速増殖炉「もんじゅ」は中核中の中核プロジェクトです。

2012年9月日本の核産業の安全文化を国際レベルに引き上げようと成立した原子力規制委員会は、「もんじゅ」に相当な未点検器機が存在することを知っていました。そしてこのことを察知したJAESは規制委員会成立と同月の9月に「自主的」に未点検器機の実態調査を開始、未点検器機が9847個あることを11月末（この時点では9679個と発表。つまり11月公表時点ではまだ誤魔化しがあった）に公表すると同時に規制委員会に報告しました。

規制委員会はこれを原子炉等規制法違反と判断して、詳細報告と改善計画の提出を求めました。JAESはこの時点ではまだ事態を甘く見ており、2013年1月31日に改善報告書を規制委員会に提出しました。表1はその時のJAESの報告書の要点をまとめた一覧表です。その内容はJAESの報告によって驚くべきものでした。JAESは「9つの直接要因」があった、と報告しています。言葉としては「未確認」「確認不足」「対応不足」「徹底不足」といきにも「不十分だった」印象を与える書きぶりになっていますが、実態はまるで存在しなかったことを示しています。

たとえば直接要因の1「点検実施・期限の未確認」ですが、これは未確認もなにも点検回数のみが記載され、何をどう点検したのか、そしてそれがいつ行われたのか全くわからない内容になっていました。点検の中身がわからないのですから、当然進捗状況など把握できるはずもありません（直接要因2）。当然点検が有効だったかどうかの評価もできず（直接要因4）、適切でない点検がどの程度あったか、またその不適合をどうやってゼロにしていくかなどの管理（不適合管理）も存在しませんでした（直接要因6）。現場から「これはおかしいよ。事故に繋がったらどうするんだ」という声もありませんでした（直接要因5）。一般企業に例えれば、現場の品質管理・製品管理の話です。不良品を出荷すればすぐ売り上げに響きますから、これは経営上の大問題です。しかしJAESの場合は経営上の大問題とはなりませんでした。

それは、品質管理マネジメントの仕組みが経営体制そのものになかつた（5つの根本原因のうちの2）からであり、もとを正せば経営陣が現場任せで経営の根幹問題として、保守点検業務などの保全業務が把握されていなかつたからです（根本原因1）。

一言でいえばJAES全体の企業文化では、保守点検業務などの保全業務は二の次、三の次の問題だった、ということです。すべての原因はJAESがもつ「安全軽視」の企業文化から出発しているということです。これは空恐ろしいことです。というのは『JAESの概要』を見ておわかりのように、JAESがそれでなくとも危険な核施設を運営しているのは「もんじゅ」ばかりではないからです。東海村研究センターでは使用済み核燃料の再処理を行っていますし、大洗研究開発センターでは材料試験炉JMTRや高速増殖炉の実験炉「常陽」も運営しています。茨城県那珂市の那珂核融合研究所ではトカマク型核融合実験炉も運営しています。いちいち数え上げればキリがありませんが、「もんじゅ」の未点検器機問題は突き詰めて行くと、経営の「安全軽視体质」に問題があるとすると、こうした「もんじゅ」以外の施設でも同様な状況が起こっているだろうと推測せざるを得ません。（これは推測以上のものがあります）福島原発事故の教訓は全く生かされていないのです。

### 表1 日本原子力研究開発機構 「もんじゅ」点検作業怠慢に関する報告 要点一覧表

（2013年1月31日提出「報告概要」による）

#### 表面化のいきさつと点検作業怠慢の内容

##### 【いきさつ】

2012年9月（原子力規制委員会発足と同月）、高速増殖炉「もんじゅ」のナトリウム漏えい検出器の点検計画変更手続きに「不備」が発見され、「自主的」に調査を行ったところ、電気・計測制御設備の機器において、①点検時期延長手続きの不備、②点検間隔・頻度変更手続きの不備があることが確認された。このため、2012年11月27日に不適合報告書を発行するとともに、この状況を原子力規制庁（原子力規制委員会の事務局）に報告した。

##### 【作業怠慢の内容】

未点検機器の総数は9847個（11月公表時9679個）。そのうち2012年11月時点で点検が未了なものは4545個。機能要求があり安全上重要度の高いものは55個。有効性評価を行ってもなお未点検の状態にあったもの（140個）は、1月末までに点検を完了。

#### 9つの直接要因

##### 1.点検実績・期限の未確認

点検の回数のみが記載され、点検内容や点検時期が記載されていない。

##### 2.点検計画の進捗管理の確認不足

点検進捗状況が全く把握されていない。

##### 3.プラント工程検討時の確認不足

プラント工程制定・変更が点検計画とは無関係になっていた。

##### 4.保全の有効性評価、「準じた確認」への対応不足

定期点検や保全業務が有効かどうか評価していない。

##### 5.教育内容の徹底不足

点検計画表に基づく適正な保守管理の重要性が浸透していない。

##### 6.不適合管理の徹底不足

点検が不適合だった場合のリスク管理が行われていない。

##### 7.教育・技術支援の不足

プラント保全部員に要求される技術的能力の明確化がなかった。技術能力を養成する教育・訓練システムがなかった。・技術評価の技術的チェックと指導に専念する技術専門職不在。

##### 8.保全計画策定・変更時の検討不足

保全計画策定・変更が適切であるかどうか検討がなかった。

##### 9.点検間隔の設定時の検討・分析不足

点検間隔が適切かどうかの評価システムがない。

#### 5つの根本原因（企业文化・組織的問題・経営姿勢の問題）

##### 1点検実績の管理や保全の有効性評価等のマネジメントが不十分

現場任せで経営の根幹問題として保全業務が把握されていなかつた。

##### 2品質保証や技術調整の観点からチェックする機能が不十分

品質管理マネジメントの仕組みが経営体制になかった。

##### 3「本格運転」に備えた保全プログラムの改善への取組みが不明確

もんじゅはまだ試験運転だが、本格運転に向けての保全プログラムが視野に入っていた。

##### 4工程変更等に係る経営層と現場とのコミュニケーションが不十分

現場と経営の間に情報交換・意思疎通がなかった。現場任せ体制。

##### 5安全文化要素のうち、「常に問いかける姿勢」、「良好なコミュニケーション」、「学習する組織」が組織として不足

要するに「安全第一主義」が企業文化として定着していないし、経営陣もそれが問題と認識していなかつた。

##### 【参考資料】

『高速増殖原型炉もんじゅにおける保守管理上の不備に係る原子力規制委員会への報告について（概要） 平成25年1月31日』（日本原子力研究開発機）（2013年2月5日会合提出資料）

### 「自ら点検の先送りを認識し改善に取り組むことができない安全文化の劣化」

これまで事態をJAES側から見てきました。しかし原子力規制委員会側から見ると事態は一層深刻です。それだけに規制委員会の口調も辛辣で、時には行間から怒りがしみ出しています。表2は2013年5月15日会合に提出された資料から規制委員会の評価のポイントをまとめた一覧表です。提出を命令した報告書もその現地調査をしたら、「点検時期を超過していた新たな事案が確認された」（「いきさつ」の4）「点検業務は各課の担当任せ」「点検の先送りが繰り返された」（「分析・評価」1の②）「点検先送りを認識できなかつた」「より上位の組織でチェック機能が働かなかつた。このため規制当局の指摘を受けるまで」「点検先送りを認識できず」従つて「改善に取り組むことができなかつた」（「分析評価」1の③）JAESが1月31日に提出した報告についても「調査対象外とされていた部署でも点検時期の超過が生じていたこと、トップマネジメント、コンプライアンス（法令遵守の精神）、職員の意欲低下等が分析されていないこと等の問題」（「分析・評価」2の①）結局は「規制当局の指摘を受けるまで、自ら点検先送りを認識し改善に取り組むことができず、安全文化の劣化」があると指摘し、自ら改善する力はないと酷評し「過去に他の事業者による同様の案件を認識していたにも関わらず、本件違反を発生させたことは問題。更に、今回も含め過去に7回にわたり根本原因分析を繰り返し行う状況に至っていること自身、過去から存在する組織的背景要因が未だに解決されず残っている」と匙を投げています。（「分析・評価」3の②）

原子力規制委員会そのものは、核産業推進のための組織ですが、その規制委員会の立場は、「こんなことを続けていたら近い将来、核産業全体が日本から叩きだされる」というものであり、核産業の将来に強い危機感があります。その危機感がJAESと共にできていない苛立ちと焦燥をこの「評価」から強く感じます。いまのところ、規制委員会は事態改善とJAESの経営体質の根本的転換（「安全軽視文化からの脱却」）が見えてくるまで、「もんじゅ」の活動を無期限停止（保守点検など保全業務は除く）の処分を下していますが、これはJAES全体への警告、のみならず日本の電力会社を含む原発産業全体に対する警告とみなすことができます。というのは中に「過去に他の事業者による同様の案件を認識していたにも関わらず」という文章がさし挟まれているからです。過去点検業務など保全業務の怠慢はウンザリするほど続きました。そして現在も続いています。「保全業務」と「運営コスト」は裏腹の関係にあります、日本の原発産業界は、「安全二の次」「コスト最優先」の方針を貫いてきたのです。これまで苛酷事故が起らなかったのは幸運としか言いようがないのですが、その運も「福島原発事故」で尽き果てました。しかし日本の原発産業はまだ「運が尽き果てたこと」を本當にはわかっていないようです。福井県や茨城県の皆さん、それでもまだ「原発や核施設の再稼働」に賛成しますか？

### 表2 高速増殖原型炉もんじゅにおける 点検時期超過事案に関する評価 原子力規制委員会（2013年5月15日）

#### 規制委側から見たこれまでのいきさつ

- 2012年11月『日本原子力研究開発機構』（「JAES」）の運営する高速増殖炉「もんじゅ」において、保全計画に定められた機器の未点検が確認されたことに関し、原子力規制委員会（「委員会」）は、「原子炉等規制法」に基づく保安規定遵守義務違反及び保安措置義務違反と判断。
- 2012年12月JAESに対して、事実関係、原因及び再発防止対策、組織的要因等の問題の根本原因分析等に係る報告、及び、点検時期を超過している未点検機器の早急な点検の実施、保全計画の見直し等の措置を講じることを命じた。
- 2013年1月31日JAESから提出された報告書（「報告書」左頁表1参照のこと）について、原子力規制庁は、立入検査（2月14日、15日）、保安検査（3月4日～22日）を実施、事実関係等を確認する作業を進めてきた。
- その間過去に点検時期を超過していた新たな事案が確認された。「報告書」の内容は全体として不十分。規制委は電気・計装機器を中心に事実認定を行い、本件違反の直接的な原因、組織的要因に係る分析・評価を行った。

#### 規制委側の分析・評価

- 直接的な原因：**「もんじゅ」において、約1万の機器について適切な点検間隔で点検が行われず点検超過を招いた主な直接的原因は以下の3点に整理できる。これらは、原子炉等規制法第35条第1項の保安措置義務、第37条第4項の保安規定遵守義務に違反する。（明白な法令違反）  
①点検計画には、個別機器毎の点検頻度だけが記載されており、本来記載されるべき具体的な点検時期が記載されておらず、適切な計画ではなかった。このため、組織として定めた通りの点検間隔で点検が実施されるよう管理できていなかった  
②点検業務は各課の担当任せとなっており、現場での不適切な処理により点検の先送りが繰り返された。  
③点検実施状況をレビューする仕組みを有していたが、前回の点検日及び点検間隔を確認しておらず点検先送りを認識できなかつた。また、より上位の組織内の各種会議において個々の点検業務についてのチェック機能が働かなかつた。これらのため、規制当局の指摘を受けるまで、点検先送りを認識し点検計画の見直し等の改善に取り組むことができなかつた
- これまでの命令等に対する対応：**
  - 報告徵収命令に対する調査結果については、調査対象外とされていた部署でも点検時期の超過が生じていたこと、トップマネジメント、コンプライアンス（法令遵守の精神）、職員の意欲低下等が分析されていないこと等の問題があり、虚偽の報告は認められないものの対応が不十分。
  - 保安措置命令に対する未点検機器の点検、保全計画の見直しについては、計画的に作業中ではあるものの完了しておらず、未だ法令違反状態は是正されていない。従つて、現在のJAESには、もんじゅの安全確保を十分に行得る体制が整っていないと判断する。
- 組織的背景要因について：**
  - 現場においては問題を認識していたが適切な対応をとらず、経営層においては問題を認識せず、一度公表した工程は変えられないと認識しており、これら双方間の意思疎通も不足。また、理事長が必要な資源を確保し、原子力安全を最優先に業務が遂行されるごとを確実にしなかつたことは保安規定に違反する。
  - これらの結果、規制当局の指摘を受けるまで、自ら点検先送りを認識し改善に取り組むことができず、安全文化の劣化が認められる。また、過去に他の事業者による同様の案件を認識していたにも関わらず、本件違反を発生させたことは問題。更に、今回も含め過去に7回にわたり根本原因分析を繰り返し行う状況に至っていること自体、過去から存在する組織的背景要因が未だに解決されず残っていることを強く示唆する。

#### 原子力規制委員会の対応

JAEAに弁明の機会を与えるが、現在も法令違反状態であり、保守管理体制及び品質保証体制を再構築し、経営改善や「安全第一主義」の企業文化が定着するまで、保安の確保に必要な点検等を除き、一切の活動を禁じる。

#### 文部科学省（JAESの所轄監督官庁）への対応

文部科学省は、JAESの中期目標及び中期計画に関して権限を有していることを踏まえ、同省に対して、「原子力規制委員会がJAESに対して行った命令等について、これらが確実に実施されるとともに、JAESが再発防止対策の実施状況等に係る対外的な説明責任を履行するようJAESを指導、監督すること」を求める。

##### 【参考資料】

『高速増殖原型炉もんじゅにおける点検時期超過事案に関する評価及び今後の対応について』（原子力規制委員会 2013年5月15日）